

画像データ化された登記簿等を用いた謄抄本交付事務等の取り扱いについて

次の登記簿等に係る謄抄本または閲覧は、平成27年4月1日から、画像データによって交付等を行いますので、お知らせします。

対象となる登記簿等

- 立木，工場財団（工場抵当法第3条目録を含む。），鉱業財団，漁業財団，港湾運送事業財団，観光施設財団，道路交通事業財団，船舶及び製造中の船舶，農業用動産抵当，建設機械，鉱害賠償登録，自動車交通事業財団，夫婦財産契約に関する登記簿，目録，図面，信託目録及び共同担保目録（土地・建物に係る信託目録及び共同担保目録を除く。）
- コンピュータ化されていない土地登記簿

ただし，次の場合は，引き続き，登記簿等の原本によって取り扱うことになります。

- 対象となる登記簿等について，登記申請が完了し画像データとして保存されるまでの間
- システム障害等の発生のため，画像データが印刷できないとき
- その他，原本での交付が望ましいとき（文字が不鮮明など）

なお，画像データは，原則としてA4判の用紙に縮小して印刷しますが，等倍のA3判での印刷を希望する場合は，請求の際に，登記所の窓口担当者までお申し出願います。

※ お問い合わせ先は「登記管轄一覧」から各登記所の案内図をご覧ください。



広島法務局